質 問 書

2022年7月15日

(案件名) 全世界ワクチン等医薬品の研究開発・生産基盤整備促進のための情報収集・確認調査 (公示日:2022年7月6日/調達管理番号:22a00179)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	4.見積書作成にかかる留意事項	見積書のどの費目に計上すれば良いでしょうか	一般業務費の「雑費」に計上してください。
	(3)定額計上について	(本邦研修・招へい、一般業務費(旅費・セミナ	
		一等)いずれか1つに合計額の計上で良いでし	
		ょうか)。	
2	P.15 2. (3)現地再委託	「調査対象国の臨床試験及び現地生産可能な	現地法人への再委託を想定しており、国内法人
		施設・人材に関する現地での情報の収集」に関	への再委託は認めておりません。
		し、現地再委託が認められていますが、同様の	
		業務が可能であれば、国内法人への再委託も	
		可能でしょうか。	
3	P6 第2条 調査の背景・経緯	「日本の製薬企業の多くは海外での臨床試験	本邦製薬企業や研究機関との対話を通じ、現地
		において、現地薬事当局への申請・承認、現地	の法規制や臨床施設に係る最新情報の不足、
		で信頼できる臨床試験施設や専門人材の確保	専門人材の確保といった体制・環境面における
		などを迅速に出来ないといった課題を抱えてい	課題により、途上国での臨床試験や現地生産を
		る」に関し、今回の調査対象国では、当該国で	躊躇することがあると認識しております。ただし、
		の承認申請に際し必ずしもその国で臨床試験	調査対象を臨床試験体制や現地生産の環境に
		を実施する必要はなく、他国での臨床試験結果	限定はしておりませんので、より効果的・効率的
		を用いた承認申請も可能であると認識していま	な調査対象が考えられる場合はご提案願いま
		す。そのような中で、調査の対象を臨床試験の	す 。
		体制や現地生産の環境等に限定した背景につ	
		いて、これまでのご検討状況含め補足頂けます	
		でしょうか。	

4	P7 第 3 条	調査の目的と範囲	調査対象国として「インドネシア、フィリピン、タ	調査対象国の追加は予定しておりませんので、
	(1)目的		イ、ベトナム、インド、ケニア <u>等</u> 」との記載があり	6 カ国分の調査を想定したご提案をお願いしま
			ますが、これら以外の国も追加となる可能性も	す。
			あるということでしょうか。	ただし、調査対象国の一部の変更(国数は変更
				なし)のほか、これら以外の国を対象に含めたパ
				イロット活動(遠隔研修等)の実施が有効である
				と判断された場合は、その対象として追加する
				可能性はあります。

以 上